

○松本市個人番号の利用に関する条例

平成27年12月17日

条例第67号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月24日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月25日条例第35号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（令和5年規則第67号で令和5年10月19日から施行）

附 則（令和5年12月22日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	松本市福祉医療費給付金条例（平成15年条例第2号）による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	松本市心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第9号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	松本市外国人心身障害者特別給付金支給要綱（平成7年告示第150号）による外国人心身障害者特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱（昭和54年告示第136号）による重度心身障害者（児）のタクシー利用料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱（平成7年告示第329号）による重度心身障害者（児）の自動車燃料費の助成に関する事務で

	あって規則で定めるもの
7 市長	松本市老人及び心身障害者福祉事業補助金交付要綱（昭和48年告示第246号）による心身障害者扶養共済掛金補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	松本市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱（昭和55年告示第124号）による人間ドック又は脳ドックの受診に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	松本市国民健康保険特定健康診査実施要綱（平成20年告示第158号）による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	松本市立小、中学校特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成5年告示第259号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
11 教育委員会	松本市就学援助費支給要綱（平成5年告示第260号）による就学援助費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	松本市福祉医療費給付金条例による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、

		特別児童扶養手当関係情報、児童扶養手当関係情報若しくは国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	松本市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	松本市外国人心身障害者特別給付金支給要綱による外国人心身障害者特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱による重度心身障害者（児）のタクシー利用料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱による重度心身障害者（児）の自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	松本市老人及び心身障害者福祉事業補助金交付要綱による心身障害者扶養共済掛金補助金の交付に関する事務であって規則で	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

	定めるもの	
8 市長	松本市国民健康保険人間ドック等助成事業実施要綱による人間ドック又は脳ドックの受診に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	松本市国民健康保険特定健康診査実施要綱による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの